

生活福祉委員会会議録

平成24年12月13日

13時00分

開 会

13時26分

閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時00分 開会

○空委員長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから生活福祉委員会を開会をいたします。

本日の委員会には、議案 2 件、それから要請 1 件の合計 3 件について審査を願います。

なお、審査の進め方でありましてけれども、最初の議案第 1 号平成24年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分並びに議案第 5 号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算中、当委員会所管分につきましては、中身について関連のある部分がございますので、1 号、5 号を一括して説明を受けまして、審査についても一括で審査を願いたい、このような形で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、早速議案第 1 号平成24年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきまして御説明を願います。

○児玉介護福祉課長

平成24年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして御説明申し上げます。

議案資料の 7 ページをごらんください。

まず、補正の理由及び内容についてですが、介護保険特別会計の福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る負担金が増額となるため、この財源として市の法定負担率分の経費を追加補正するものです。

補正額についてですが、介護保険特別会計繰出金 63 万 8,000 円です。財源は、全額一般財源です。補正前の額が 4 億 4,881 万円、補正後の額が 4 億 4,944 万 8,000 円となります。

以上で御説明を終わります。

○空委員長

続きまして、民生費。

○後藤市民部次長

平成24年度一般会計高齢者福祉費補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正の理由及び内容ですが、後期高齢者医療給付費負担金の平成23年度精算分がこのたび確定いたしまして、246 万 1,000 円の不足額が生じるため補正するものでございます。

補正額につきましては、補正前の額が 3 億 9,951 万 2,000 円、補正額が 246 万 1,000 円。全額一般財源となっております。補正後の額が 4 億 197

万 3,000 円となっております。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、民生費の生活保護扶助費についてお願いします。

○川上社会福祉課長

それでは、生活保護事業の扶助費補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料 9 ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございますが、生活保護事業に係ります予算につきまして、保護世帯及び人員の増加、さらに高額な医療費の負担が多数発生していますことから、扶助費 7,415 万 7,000 円の追加補正をするものであります。

財源につきましては、国庫及び道負担金 5,711 万 7,000 円、一般財源 1,704 万円であります。補正後の額につきましては、12 億 3,445 万 7,000 円でございます。

以上で説明を終わります。

○空委員長

続きまして、議案第 5 号についての説明を求めます。

○児玉介護福祉課長

平成24年度介護保険特別会計補正予算、福祉用具購入費、住宅改修費、ロードヒーティング給付費につきまして御説明申し上げます。

議案資料の 10 ページをごらんください。

まず、補正の理由及び内容についてですが、福祉用具購入費、住宅改修費、ロードヒーティング給付費の支給に係る負担金が増額となるため、所用の経費を追加補正するものでございます。

次に、補正額についてですが、歳出予算が①の 1 で福祉用具購入費ですけれども、こちらが 174 万円です。財源の詳細は、国、道から交付される負担金、補助金、繰入金等、内訳に記載のとおりでございます。補正前の額が 456 万 6,000 円、補正後の額が 630 万 6,000 円となります。

続きまして、①の 2、住宅改修費でございますが、こちらが補正額が 472 万円です。財源の詳細は、内訳に記載のとおりでございます。補正前の額が 1,657 万 2,000 円、補正後の額が 2,129 万 2,000 円となります。

11 ページに移っていただきまして、①の 3、ロードヒーティング給付費ですけれども、補正額

が54万円です。財源は全額基金繰入金となっております。補正前の額が0円、補正後の額が54万円となります。

②の歳入予算につきましては、国庫負担金、国庫補助金、道負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金、介護保険事業基金繰入金で、詳細は②の内訳に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○空委員長

それでは、議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中、所管分並びに議案第5号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分、一括して審査をしたいと思います。

早速質疑を受けたいと思います。

○松浦委員

念のために伺うのですが、まず最初に、介護保険特別会計繰出金の関係です。ここに福祉用具購入費及び住宅改修費というふうになっておりますが、この福祉用具購入の主なものはどんなものなのか、それから住宅改修費とはどんなものなのか、まずあらあらでよろしいのですが、お答えいただきたいと思います。

○児玉介護福祉課長

まず、福祉用具購入費につきましては、福祉用具は1年間で10万円以内の限度額で給付される用具ですが、用具の種類としては5種類ございまして、腰かけ便座、いわゆるポータブルトイレ。入浴用の補助用具、浴室用の椅子、シャワーチェアですとか浴槽の手すり。そして特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の5種類でございまして、実態としては、ほとんどがポータブルトイレと入浴用の補助用具の給付となっています。

また、住宅改修につきましては、中身としましては、これは手すり、それから床の段差解消のスロープの設置、あるいは敷居の撤去、滑りやすい床材を転倒しないような床材に変更する工事、あるいは扉の取りかえですとか便器の取りかえ等が主な工事となっておりますけれども、主要な工事としましては、手すりの設置が全体の約6割を占めておりまして、床の段差解消が約2割、床材の変更が1割、こういった内容となっております。

○松浦委員

その辺よくわかりました。

結局、当初見込んだよりも、オーバーするとい

うようなことで補正、この金額が提案されたと、このように理解してよろしいのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

はい。実績と伸び率を見込んで当初予算を組みましたけれども、11月時点での実際の申請、給付の状況からしまして、伸び率がふえまして、それで今回補正をしようということでございます。

○松浦委員

これは、そういうことで理解いたします。

関連して、議案第5号の関係で、これも介護保険の関係でありますけれども、ここにロードヒーティングのことが出ております。これはいわゆる横出しの部分だろうというふうに思うのですけれども、このロードヒーティングについて、この間、何件ぐらい設置されていたのか、今回どのくらい設置を見込んだ計画なのか、その辺伺いたいと思います。

○児玉介護福祉課長

ロードヒーティングの施工につきましては、委員おっしゃるとおり、市独自の横出し事業ということで、平成15年度から実施をした制度でございまして、今までの給付の実績、件数としましては、平成15年度から平成21年度までは、累計で21件でございます。18年度から21年度までは各年度1件だったのですけれども、22年度、23年度は実績がございませんでした。

○松浦委員

横出しの部分でありますので、市単独の事業ということであります。これもある意味必要なものではあるというか、ただ費用は結構かかるなというふうに思いますけれども、これは必要なものは必要だということで、私も認めるところでありますけれども、この間21件ほどあったという点では、それなりのやはり役割を果たしているのだなというふうにも思いますので、これはこれで理解をいたしました。

次に、議案第1号の後期高齢者医療の関係で伺いたいと思いますが、ここに後期高齢者医療の給付費の負担金ということのようでもありますけれども、最近、この負担金というのがふえていっているのだらうなというような印象を持っているわけなのですけれども、この辺の最近の状況というのが、もしわかれればお知らせいただきたいと思います。

○後藤市民部次長

市町村負担金ですけれども、平成21年度が3億

2,219万9,770円、平成22年度が3億3,670万7,439円、平成23年度が3億6,623万5,192円となっておりまして、毎年ふえている状況でございます。

○松浦委員

後期高齢者医療制度そのものが、この間いろいろな議論もあって、民主党政権においては、これをなくすというようなこともあったわけですが、実際にはなくならないで残っているということで、私どもとしては、この後期高齢者医療というのは、高齢者を囲い込んで、高齢者だけのいわゆる差別的な医療というようなことで一定の考え、差別すべきじゃないという立場をとっているわけですが、しかし現実にはこういうふうな形であるわけですから、それはそれで支援をしていかなければならないということは当然のことでありまして、しかしいずれにしても、こういった後期高齢者医療制度というのは、将来的にはやっぱりなくすべきだと、こんなふうに考えているところです。今回のこういう提案については、反対するものではありません。

次に移っていいですか。

扶助費の関係、生活保護事業の関係ですが、これも金額的に結構大きな額ということで驚いているわけですが、医療費がそれだけかかっているということですが、最近の状況といいますか、特徴的なことがもしあれば伺いたいというふうに思います。

○川上社会福祉課長

医療費の関係でございますけれども、4月から8月までで数値で申し上げますと、各種がんとか脳、それから心臓の手術をして、月100万円以上の医療費がかかるものが平成23年度では19件で2,650万円ということでしたけれども、本年度につきましては、これが30件、4,787万円ということで、2,100万円ほど伸びておりまして、これが医療費が伸びている大きな要因かと思っておりますけれども、そのほかにも世帯数、人員も伸びておりますので、そういうこともあって多いというふうな状況でございます。

○松浦委員

理解いたしました。これはやむを得ないことだというふうに思いますし、ただそのふえ方がすごく伸びているので、ちょっと驚いたところでありますけれども、それは理解いたしました。

私のほうからは、以上です。

○空委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

その他意見がないようでございますので、議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中、所管分並びに議案第5号平成24年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分、これら2件については、全会一致で原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、全会一致で原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、要請が1件ございます。生活保護基準の引き下げに反対する意見書の提出要請がございます。

新規の案件でございますけれども、既に皆さん方のお手元に前もってお配りされているということで、内容については熟読等いただいているものと思いますので、早速御意見賜りたいと、このように思います。

○松浦委員

これは私ども日本共産党議員団が要請したものでありますけれども、今生活保護費に対するバッシングなんかも含めてあるわけですが、そういう中で、今度の選挙の中での自民党の中では、生活保護の見直しというようなことも言われているところであります。いずれにしても、この生活保護費の基準を引き下げるといふようなことになると、さまざまな制度が影響を受けるというふうになります。保育料でもそうですし、この中にも、意見書の中にありますけれども、保育料、それから国保料、介護保険、それから就学援助などもそうありますけれども、さまざまな点に影響を与えると。

私は、今の議論の中で非常に問題だと思うのは、生活保護というのは、憲法第25条で定められた国民にとって最後のとりでですよ。最低限度の文化的な生活を営む権利という、このことから言うと、やはり今現在、生活保護基準より低い所得で暮らしている人たちのところを押さえて、生活保護基準より低くても暮らしているのだから、生活保護基準をそこまで下げると、それは本末転倒だと私は思います。そうではなくて、やはり生

活保護基準よりも上回るような賃金や労働者の雇用形態がなければおかしいわけです。そこを低い生活水準の基準をとらえて、それを非常に高いだとか言うのは、全く議論にならないというふうに思います。そういう意味では、まさにここに書いてあるように、生活保護費の水準を下げるということは、賃金そのもの、今の最低賃金そのものにも影響を与える。さまざまな点において、余にも影響を与えるというようなことで、やはり生活保護費の引き下げは、やっぱりすべきでないという立場で、ぜひ各委員の皆さんの御同意を得て、これを国にやはりしっかりと地域の声として上げる必要があるのではないかと、こんなふうに思っているところでありまして、御同意いただきたいというふうに思います。

○空委員長

他の委員、ありますか。

○小澤委員

生活保護費の引き下げに反対する意見書ということで、こういうことが検討し始めたということで、まだこうなるとい方向性を示されたわけではないですが、生活保護費につきましては、最後のセーフティーネットの機能として、やっぱり維持していかなければいけないということも十分わかります。

また、高齢者を含めて就労困難者、また、就労可能者についても別途仕組みづくりを、これとあわせて検討しなければいけないという課題がこの中にもあると思いますし、基本的にやっぱり手当よりも仕事ということを基軸として自立、そして就労の促進をしていった中で、生活保護費については、現状の把握をまず優先的に行って、この給付の水準というのを下げるという考えではなく、見直しをしなければいけないという、そういう時期に来ているのかなというふうにも思います。抜本的な見直しというのがどういうふうになるのかというのは、まさに民意を聞いていく動きもありますので、今これを意見書として出すのではなく、情勢を見きわめた中で意見書を出すというふうに思いますので、現状は継続という形でよろしいのではないかとこのように思います。

○空委員長

他の委員。

○古都委員

私も、ほぼ同様な意見なのですけれども、現時

点では、生活保護と同じぐらいの給与の中でやっている中で、医療費とかさまざまなものを払ったら、やはり使えるお金が生活保護費よりも少なくなってしまうという人が大勢います。その中で、ではその人たちの給与を上げようといっても、なかなか今の経済状況だと、会社のほうが傾いてしまうぐらい厳しい情勢の中で、その話も起こらないと。であれば、やっぱり一考の余地は全くないというものでもないですけれども、生活保護費の引き下げの検討ということなので、その中で検討していただいて、地域性に沿うものか、沿わないものかという中で、改めてもう一度そのときに議論をしなければいけない話なのかなと思うので、現時点で私も継続。

○空委員長

他によろしいでしょうか。

○立崎委員

先ほど小澤委員の意見は、会派の意見ということで、取り立ててつけ加えることはありません。

○空委員長

それでは、基本的には全会一致を原則としたいと、こんなように思っております。そういう中で意見が分かれていますので、この件に関しましては、継続という形で扱いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松浦委員

各委員のほうからお話しありましたけれども、今ここに載っているように、11月9日に開かれた生活保護基準引き下げへ向けた検討を本格化させたのですよね、今野田政権においては。それで、これは社会保障と税の一体改革の一環として、生活保護費について聖域視しないと、つまり削減の方向が明確に示されているわけですよ。そういう点では、確かに見きわめるというようなことありましようけれども、今回安倍自民党総裁は明確に言ってますよね。生活保護基準についても引き下げの方向の見直しです。そういう意味では、まさに今回選挙をやっているからこそ、地方からそういう方向でない、いい方向に見直すのなら構わないと思います。確かに古都委員も言われたように、今の現状の中で、苦しい雇用形態の中で給与がなかなかもらえてない。結果として、生活保護基準より低い水準で暮らしている方もいるのも現状です。それは、実はこれが小泉構造改革の中で雇用形態が壊されてしまって、最低賃金という

か、暮らしそのものが暮らしていけないような賃金体系にされてしまった。この結果として、今現状があるわけで、それをどう引き上げるかという点では、さまざまなことをしていかなければ、給与をただ上げればいいのかといたら、それは会社がもたないというので、確かにそのとおりの部分もあるのだけれども、だからといって生活保護基準を下げれば、どんどん悪い方向のスパイラルになっていくということになってしまうので、これは避けるべきだと。この辺だけは、ぜひ皆さんも理解していただいて、ぜひ、今回はなかなか意見は合わないと思うのですけれども、ぜひその辺は理解していただきたいなど、このことだけは皆さんにお伝えしたいというふうに思います。

○空委員長

それでは、全会一致という形に、今回はならないということでございますので、継続審査とさせていただきます。

当委員会に付託されました議案については、以上でございますけれども、せっかくの機会でございます。理事者のほうで、何かございますか。

（「ありません」の声あり）

○空委員長

委員のほうで何かございますか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

なければ、これをもちまして、生活福祉委員会を終了させていただきます。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 26 分 閉会